**令和３年９月　　真鶴町教育委員会定例会要旨　　会議録**

期間：　　　　令和３年９月21日(月)　　　午後３時00分より

場所：　　　　真鶴町民センター　２階　第２会議室

出席者：　　　　加藤哲三教育長、瀧本朝光委員（教育長職務代理者）、

草柳栄子委員、佐々木美穂委員、松野司委員

　　　　　　　　　　高橋悦子教育課長、大竹建治課長補佐兼社会教育係長、

　　　　　　　　　　小野真人課長補佐兼教育総務係長

 書記：伏島沙彩主事補

欠席者：　　　　なし

傍聴者：　　　　なし

議事

１　開会

　　　教育長あいさつ

２　協議事項

（１）　真鶴町青少年指導員の委嘱について

（２）　町民文化祭の開催について

（３）　一般会計補正予算（第３号）に係る教育関係予算について

　　　教育長：　　　協議事項（１）真鶴町青少年指導員の委嘱について、資料１をご覧いただきたいと思います。ではお願いします。

社会教育係長：　　　それでは資料１をご覧ください。現在青少年指導員は第27期ということで、県の委嘱と町の委嘱で活動をしております。現状10名で活動をしております。今年度お林ウォーキングですとか、新しい事業も考えております。さらには触れ合いの集いが町民センターの地下駐車場で実施しておりましたが、密を生むということで今年度は代替事業を予定しております。また次年度は安曇野市また檜原村との交流事業の再開も考えております。そうした現状を踏まえて現在10名で活動しておりますが青少年指導員をもう少し人数を増やしたほうがいいのではないかというような形で定例会の中でも議題に上がりまして、前任の社会教育を担当しておりました者が青少年指導員として活動をしたいという申し入れがありました関係で、今回青少年指導員の委嘱ということで議題を上げさせていただきました。ご承認いただければ青少年指導員が11名という形で活動を展開していくことになります。もし可能であればご承認をいただいて新たな形でスタートを切っていきたいと考えております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

　　　教育長：　　　青少年指導員が10人より11人いたほうがいいだろうと。それも朝倉さん、以前教育委員会の係長さんをやっておりましたのでこのことには明るいということで、新たに青少年指導員教育会のメンバーに加えたいということですがいかがでしょうか。では賛成の方挙手お願いいたします。

　　　全委員：　　　（全員挙手）

　　　教育長：　　　全員賛成です。続いて協議事項（２）町民文化祭の開催について、資料２の説明をお願いいたします。

社会教育係長：　　　それでは資料２をご覧ください。町民文化祭の開催についてです。今年度は第51回目を迎える予定でございました。第50回目の昨年度は残念ながら中止という形になってしまっておりました。第51回町民文化祭の開催の可否について、検討経過を説明させていただきます。新型コロナウイルス感染症が収束しない中で真鶴町民文化祭の開催方法について6月25日に開催をいたしました文化団体連盟臨時総会で検討をした結果、次の通り方針を決定して開催を予定して準備を進めて参りました。臨時総会での検討結果については、臨時総会ではコロナ禍の中でも公民館等で活動されている皆様に日ごろの活動の成果の発表の場を提供することでサークルの皆様にやりがいを感じていただく。また、開催することで文化祭のためにこれまで蓄積してきた教育委員会の様々なノウハウをこれからも継承していけるといった観点から三密を避ける方法で開催する方向で調整することといたしました。この段階での開催期間は11月２日～7日の予定でございました。その具体的な記載方法ですが、展示部門は従来通りの方法といたしますが、コロナ禍での各部屋の使用基準に従った使用方法で実施をする。各部屋の定員数の順守、また窓開けや空気清浄機等を使用した換気の励行等がこれにあたります。また公演部門は会場への人流を抑制するためにオンラインでの開催とし、出演希望する団体を募集することとしました。事前に撮影した動画を講義室で放映する、可能であれば町HPで配信することといたしました。講義室には入場者数を把握するための受付を通常の１階の受付と別に配置することの確認も致しました。（２）について、講演の部のみオンラインでの参加の希望する団体を確認したところ９団体から参加の意向があると確認いたしまして、動画の撮影日を10月18日に設定をいたしました。中にはこの日程では不都合ということでその場合には別日を設定し、通知をしておりました。

　　　教育長：　　　そこまでが臨時総会での検討結果です。そのあと緊急事態宣言の発出及び延長後に検討結果が変わってまいります。続けてお願いします。

社会教育係長：　　　それでは緊急事態宣言が発出された後から宣言の延長への対応について説明をさせていただきます。神奈川県を対象として８月２日から９月12日までを期間とした緊急事態宣言が発出され、文化団体の主な活動の場となる公民館が臨時休館となりましたが、この段階では宣言の解除以降に公民館の貸館および各団体の活動が再開されれば、町民文化祭に間に合うとの判断で予定通り開催する方向で調整をしておりました。しかし、新型コロナウイルスの感染の状況が改善されることなく、緊急事態宣言が９月30日まで再延長され、公民館の休館も延長されることとなったため、文化団体の活動の再開も10月以降にずれ込むことが決定的となったことから、文化祭に向けた展示作品の制作や公演の練習が十分にできないと判断をいたしまして文化団体連盟の加盟団体や非加盟ながら文化祭への参加を希望する団体で構成されます町民文化祭運営委員会としてやむを得ず今年度は町民文化祭を中止とすることを協議内容とした書面協議の実施をいたしました。その結果、構成員全員から中止することを承認するとの回答を得たため先週９月13日に中止を決定したものでございます。残念ながら中止となってしまいましたが、これからどうするというところで、これから文化団体連盟の皆様と話し合いを持ちまして中にはある程度の期間を設けて個別に展示をしたいとか、個別に公演を披露したいという団体もございますので、果たしてそれが可能かどうかというところも含めて、これから協議をしてまいりたいと思います。委員の皆様には楽しみにされていた方もいらっしゃると思いますが今年度はこのような形とさせていただきましたのでご了承をいただければと思います。以上でございます。

　　　教育長：　　　２年連続で町民文化祭が中止となることについては文化団体そのものの高齢化が結構進んでいると。ですから文化団体そのものの存続さえ危ない面があり、できるだけ２年連続は避けたいということで、臨時総会で検討されたのが上のような取り組みでした。しかし緊急事態宣言が延長されて公民館が使えないという期間がずっと伸びてしまいましたのでやむなく中止と。ただ、今後の取組みについては今、社会教育係長からありましたように個別の団体で対応することも検討するとのことです。これについて、皆さんよろしいでしょうか。賛成される方挙手をお願いします。

　　　全委員：　　　（全員挙手）

　　　　教育長：　　　ありがとうございます。では協議事項（３）一般会計補正予算第３号に係る教育会計予算についてお願いします。

　　　教育課長：　　　では資料３をご覧ください。歳入予算にございます学校保健特別対策事業費補助金、感染症対策等の学校教育関係継続支援事業という形になっております。令和２年度に同じ名称で消耗品の補助を行いますという補助がございまして、その国庫補助に関して１件当たり上限が50,000円引き上げられました。その分を歳入予算措置として小学校、中学校、次のページに行きまして小学校の歳出予算、もう一つ次のページで中学校の歳出予算という形で、学校のほうから要望が上がりまして、それぞれ歳入に見合う分を増額するという形でとったものとなっております。ハンドソープやモニターなどが上がっており、その分の予算を計上させていただいております。こちらは10月に臨時議会が予定されていますのでそちらに提出される予定でございます。以上です。

　　　　教育長：　　　小学校の保護者から網入れの石けんを使っていたと。それがどうかというような意見がございました。そういうような意見等を踏まえてハンドソープ等が買えるだろうというような予算を作成しました。この件についてご質問等ございますでしょうか。この予算案で承認される方挙手お願いいたします。

　　　全委員：　　　（全員挙手）

　　　教育長：　　　全員賛成です。ありがとうございます。続いて報告事項に移ります。

報告事項については資料の通り

　　　　教育長：　　　それではすべての案件終えたようですので、真鶴町教育委員会９月定例会を終わります。ありがとうございました。